

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第281号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「アからクまで」を「アからケまで」に改め、同号中クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 既存設備の置換又は増設でないこと。

第4条第1項第2号中「アからキまで」を「アからクまで」に改め、同号に次のように加える。

ク 既存設備の置換又は増設でないこと。

第7条第1項中「いう。）は」の次に「、市長が別に定める日までに」を加える。

第11条中「2月を」を「3月を」に、「2月末日」を「2月15日（その日が鹿屋市の休日を定める条例（平成18年鹿屋市条例第2号）に規定する市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で休日でない日）」に改める。

別表第1中第3項から第5項までを次のように改める。

3 蓄電池部安全基準

JIS C 8715-2 の規格を満足すること。

4 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

5 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、

IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

別記第8号様式を次のように改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。